

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

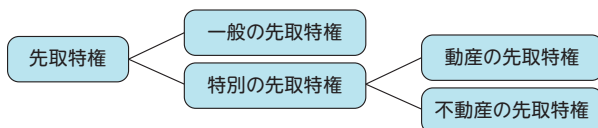
1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

先取特権

先取特権とは

時には使われている漢字から意味が想像できる法律用語があります。今回、紹介する^{さきどり}先取特権もそうした用語の1つかもしれません。文字どおり、ほかの債権者より先取りする権利のことです。法律で定められた債権を有する者は「他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利」を有します(303条)。この権利を先取特権といいます。

先取特権には種類があります。債務者のすべての財産から優先弁済を受けることができる先取特権を**一般の先取特権**といいます。すべての財産から優先弁済を受けるわけではないのが**特別の先取特権**です。特別の先取特権には、債務者の特定の動産から優先弁済を受ける**動産の先取特権**と、債務者の特定の不動産から優先弁済を受ける**不動産の先取特権**があります。



一般の先取特権

一般の先取特権としてはこんな例を挙げることができます。AがBに雇われていたとします。ところが経営が厳しくなってBがAに給料を払えなくなりました。こうした場合、AはBに対して債権を有しているほかの債権者に優先して、給与債権の弁済を受けることができます。306条2号には、一般の先取特権として「雇用

あまり耳にしない先取特権が今回のテーマです。地味ながら債権を確保するために「いい仕事」をしています。その仕事ぶりをみていきましょう。(本文中の括弧内の条文番号は民法)

関係」によって生じた債権を挙げているからです。これには、労働者やその家族を守ろうとする意味が込められています。

社会政策的な意味が込められているという意味では、3号の「葬式の費用」や4号の「日用品の供給」も同じです。ほかの債権者より優先させているのは、人が生活するうえにおいて欠かせないと考えたからなのです。ですから、そうした費用を出した者(債権者)の優先順位を高くしているのです。

(一般の先取特権)

第306条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給

(雇用関係の先取特権)

第308条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

1号の「共益の費用」は少し説明が必要かもしれません。2022年2月号で詐欺行為取消権というものをお話ししました。「債務者が債権者を害することを知ってした行為」を債権者が取り消す権利のことです。債権者の1人がこの詐欺行為取消権を行使したとしたら、ほかの債権者の債権を守ることにつながりますので、その費用は「共益の費用」ということになります。

一般の先取特権にも色々種類があります

が、これらが競合した場合には、306条各号に定められた順で優先されます。つまり、「共益の費用」が真っ先に優先されるというわけです。

動産の先取特権

動産の先取特権の種類は311条に挙げられています。少し数が多いので、ここでは1つだけ紹介しておきます。それは「旅館の宿泊」の先取特権です。ホテルの宿泊料を踏み倒して逃げてしまった宿泊客が手荷物をホテルに残していったとします。ホテルはその手荷物(動産)に先取特権を有することになります(311条2号、317条)。債権ととりわけ関連の深い動産について先取特権を認めようとするものです。

(旅館宿泊の先取特権)

第317条 旅館の宿泊の先取特権は、宿泊客が負担すべき宿泊料及び飲食料に関し、その旅館に在るその宿泊客の手荷物について存在する。

不動産の先取特権

不動産の先取特権の例も挙げておきましょう。不動産の先取特権は次のように、「保存」「工事」「売買」の3つです。同じ不動産について、3つの債権が競合しているときには、「保存」「工事」「売買」の順で優先されます。

(不動産の先取特権)

第325条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の不動産について先取特権を有する。
一 不動産の保存
二 不動産の工事
三 不動産の売買

「不動産の保存」というのは、建物の修理を思い浮かべれば分かりやすいでしょう。建物の設計・施工の費用は、「不動産の工事」についての費用です。「不動産の工事」に関する債権の先取特権は、工事によって不動産価格が増加した分(現存増価額)についてだけ認められます(327条2項)。不動産の先取特権は、抵当権との関係が気になるところですが、保存と工事についての先

取特権については、決められた方法で先に登記をした場合にのみ抵当権に優先します(339条)。

譲渡担保

2021年11月号では、留置権の話をしました。また、2022年5月号は質権と抵当権の話をしました。留置権、質権、抵当権、そして今回紹介した先取特権が民法に定められている担保物権です。

ところが、民法には規定が無いのですが、実務上利用され、しかも判例でも認められている担保物権があります。それが譲渡担保じょうとたんぽというものです。譲渡担保は、動産、不動産、債権といった財産を、お金を貸してくれた人にいったん移し、返済できたらその所有権を戻してもらうというものです。いったん、譲渡するかたちになるけれど、実は担保として使うものなので、譲渡担保と呼ばれています。

例えば、ある工場が最新鋭の工作機を導入したとします。この工場にとって、生産性を高めるための一大投資なわけですが、そのために工場の運転資金はほぼ底を突いてしまいました。こんなとき使えるのが譲渡担保です。この工作機を担保にしてお金を借り、かたちのうえでは、お金を貸してくれた人に所有権を移します。動産ですから質権を利用できるわけですが、質入れしてしまうと、せっかくの工作機を使うことができなくなってしまいます。その点、譲渡担保なら抵当権のように「使わせておく」ことができます。万が一、返済できない場合には、工作機の価値と債務との間で調整をします。

民法には借りたお金をどう返してもらうかのしくみがたくさん定められています。「拝金主義に毒されている……」とガッカリしたかもしれません。しかし、金融(お金の貸し借り)は経済の血液です。一般の人でも使えるそうしたしくみを整備して、経済活動をスムーズにする。それもまた民法の大切な役割なのです。